



栃木県公報

令和6(2024)年
3月25日(月)
号 外
第17号

目 次

条 例

○栃木県デジタル社会形成推進条例の制定	6
○地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理	8
○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部改正	10
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	11
○栃木県手数料条例の一部改正	11
○栃木県行政財産使用料条例の一部改正	14
○とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	15
○栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正	16
○栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正	18
○栃木県安心こども基金条例の一部改正	22
○栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正	22
○栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正	25
○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正	25
○栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部改正	26
○栃木県建築基準条例等の一部改正	28
○栃木県手数料条例等の一部改正	37
○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	40
○栃木県地方警察職員定数条例の一部改正	41
○栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正	42
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	44
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止	46

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県デジタル社会形成推進条例の制定（栃木県条例第4号）

デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「デジタル社会」、「デジタル技術」及び「デジタル人材」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

デジタル社会の形成は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならないこととしました。

- 安全で快適にデジタル技術を利用できること。
- デジタル人材が育ち、及び活躍できること。
- デジタル技術の活用により、便利なサービスが提供され、及び情報を効果的かつ効率的に活用するための仕組みが構築されること。
- 全ての県民が、デジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できること。

3 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。
 - (2) 県は、事業者及び県民によるデジタル社会の形成に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする事としました。
 - 4 県と市町村との協力（第5条関係）
県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。
 - 5 事業者の役割（第6条関係）
事業者は、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。
 - 6 県民の役割（第7条関係）
県民は、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。
 - 7 県のデジタル社会の形成に関する施策
 - (1) 基本計画（第8条関係）
 - (2) 便利に暮らすことのできる地域社会の実現（第9条関係）
 - (3) 安全で快適なデジタル技術の利用（第10条関係）
 - (4) デジタル人材の育成等（第11条関係）
 - (5) 情報システムの連携等（第12条関係）
 - (6) デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正（第13条関係）
 - (7) 財政上の措置（第14条関係）
 - 8 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理（栃木県条例第5号）
- 1 地方自治法等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県公営企業の設置等に関する条例（第1条関係）
 - (2) 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例（第2条関係）
 - (3) 栃木県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第3条関係）
 - 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
- ◇住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部改正（栃木県条例第6号）
- 1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例第1条及び栃木県行政不服審査会条例第2条関係）
 - 2 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。
- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第7号）
- 1 景観法に基づく景観計画を定めた市貝町の区域を栃木県景観条例の規定の一部を適用しない区域とする事に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
 - 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
- ◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第8号）
- 1 危険物取扱者試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
 - 2 危険物取扱者に対する危険物の取扱作業の保安に関する講習手数料の額を引き上げることとしました。
 - 3 消防設備士試験の受験手数料の額を引き上げることとしました。
 - 4 高圧ガスの製造の許可申請手数料の額を改定することとしました。
 - 5 知事が指定する者に係る技能検定試験の実技試験の実施手数料の額を改定することとしました。
 - 6 栃木県産業技術センターの金属の物理試験、化学試験又は測定に関する手数料及び食品等の検査手数料の額を改定することとしました。
 - 7 栃木県産業技術センター窯業技術支援センターの窯業材料等の物理試験手数料の額を改定することとしました。
 - 8 栃木県林業大学校の卒業証明書等の交付手数料を新設することとしました。（以上別表第1関係）
 - 9 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県行政財産使用料条例の一部改正（栃木県条例第9号）

- 1 行政財産である土地に係る使用料の算定基準について、所要の規定の整備をすることとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第10号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定等に伴い、婦人相談所の名称を女性相談支援センターに改めること等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例第1条及び第1条の2並びに婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例題名及び第1条～第4条関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第11号）

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条及び第7条並びに栃木県准看護師修学資金貸与条例第10条関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第12号）

- 1 題名を栃木県医師修学資金等貸与条例に改めることとしました。（題名関係）
- 2 大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において救急科の業務に医師として従事しようとする者を修学資金の貸与の対象者に加えることとしました。
- 3 次のいずれにも該当する者に対し、新たに研修資金を貸与することとしました。（以上第3条関係）
 - (1) 修学資金の貸与を受けた者であること。
 - (2) 大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあつては、1年1月以内）に臨床研修病院等で臨床研修を受ける者であること。
 - (3) 将来公的医療機関等において小児科、産科又は救急科の業務に医師として従事しようとする者であること。
- 4 研修資金の貸与の月額は、25万円以内で知事が定める額とすることとしました。（第4条関係）
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県安心こども基金条例の一部改正（栃木県条例第13号）

- 1 保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き令和6（2024）年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部改正（栃木県条例第14号）

- 1 大麻取締法等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（第2条、第13条、第14条、第18条及び第21条関係）
 - (2) 栃木県手数料条例（別表第1関係）
 - (3) 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（別表第2関係）
- 2 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正（栃木県条例第15号）

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第16号）

- 1 排水基準を定める省令の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第4条及び附則関係）
- 2 この条例は、一部を除き、令和7（2025）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部改正（栃木県条例第17号）

- 1 電気自動車用充電設備の利用料金の上限額を定めるため、所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例第6条及び栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例関係）
- 2 この条例は、一部を除き、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県建築基準条例等の一部改正**（栃木県条例第18号）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県建築基準条例関係

- (1) 火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、栃木県建築基準条例による防火規制（以下「防火規制」という。）の適用については、それぞれ別の建築物とみなすこととしました。（第7条の2関係）
- (2) 防火規制の適用を受けない既存建築物の増築等をする場合において、当該増築等に係る部分が火熱遮断壁等で区画されている場合には、当該増築等をする部分以外の部分については、引き続き防火規制の適用を受けないこととしました。
- (3) 防火規制の適用を受けない既存建築物であって、火熱遮断壁等で分離されている部分（以下「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分については、引き続き防火規制の適用を受けないこととしました。（以上第44条関係）
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県手数料条例関係

- (1) 建築基準法による接道規制の適用を受けない既存建築物の大規模の修繕等に係る認定申請手数料等を新設することとしました。（別表第1関係）
- (2) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 栃木県カーボンニュートラル実現条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

- (1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**栃木県手数料条例等の一部改正**（栃木県条例第19号）

1 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託する方法により申請等に係る手数料等を納付することができるようにするため、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

- (1) 栃木県手数料条例（第3条関係）
- (2) 栃木県立学校の授業料等に関する条例（第1条の2関係）
- (3) 栃木県公害紛争処理条例（第8条及び第9条関係）
- (4) 栃木県立産業技術専門校条例（第9条関係）
- (5) 栃木県立衛生福祉大学校条例（第6条関係）
- (6) 栃木県農業大学校条例（第5条関係）
- (7) 栃木県警察関係手数料条例（第14条関係）
- (8) 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例（第10条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇**栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正**（栃木県条例第20号）

1 困難な医療的ケアに関する業務に従事する学校看護師に対し学校看護師特殊勤務手当を支給することとしました。（第3条及び第15条関係）

2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県地方警察職員定数条例の一部改正**（栃木県条例第21号）

1 栃木県地方警察職員の定年の段階的な引上げに伴い、令和6（2024）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までの間における警察官の定数の特例を設けることとしました。（附則第2項関係）

2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部改正**（栃木県条例第22号）

1 卑わいな行為の禁止関係（第3条関係）

- (1) 衣服等の全部又は一部を着けない状態の他人を撮影等する行為に係る規制について、住居等に規制対象範囲を拡大するとともに、のぞき見を規制対象行為に加えることとしました。
- (2) 特定かつ多数の者の用に供される場所等において下着等をのぞき見等する行為に係る規制について、不特定又は多数の者の用に供される場所等に規制対象範囲を拡大するとともに、次に掲げる行為を規制対象行為に加えることとしました。
 - ア 性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣服等の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。
 - イ 下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、又は手鏡等を設置し、若しくは下着等に向けること。

- (3) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 嫌がらせ行為の禁止関係（第7条関係）
次に掲げる行為を規制対象行為に加えることとしました。
- (1) 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）（(3)の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該装置の位置に係る位置情報を一定の方法により取得すること。
- (3) 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にすること。
- (4) 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付すること。
- (5) 嫌がらせ行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該嫌がらせ行為の相手方の氏名、住所その他の当該嫌がらせ行為の相手方に係る情報で当該嫌がらせ行為をするために必要となるものを提供すること。
- 3 施行期日等
- (1) この条例は、令和6（2024）年7月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇**栃木県警察関係手数料条例の一部改正（栃木県条例第23号）**
- 1 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の額を改定することとしました。（第7条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
- ◇**指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止（栃木県条例第24号）**
- 1 介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置の期限が到来するため、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県デジタル社会形成推進条例
- 2 地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 7 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 9 栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 10 栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 11 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例
- 12 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 13 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 14 栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 15 栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例
- 16 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例
- 17 栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 18 栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 19 栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 20 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 21 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

令和6年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第4号

栃木県デジタル社会形成推進条例

デジタル技術は、人々の生活の質を向上させるとともに、人口減少や少子高齢化により顕在化する地域の課題の解決に資するものである。近年、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備が進み、個人でも、スマートフォン等の通信端末機器を利用し、ウェブサイト等を通じて情報発信、商品購入等を行えるようになるなど、デジタル社会の形成が進んできている。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及等に伴い、この流れは加速していくものと思われる。

本県においてもデジタル社会の形成は着実に進んでいる一方、デジタル技術の利用を苦手とするなど、これを使うことに不自由を感じる者も少なくない。また、デジタル技術を活用したサービスや基盤等を新たに創出し、発展させていく専門的な人材も十分とはいえない。

こうした課題に的確に対応し、本県におけるデジタル社会の形成を力強く進めていくためには、デジタル社会形成基本法の趣旨を踏まえ、デジタル技術の活用に関する県民の理解と関心を深めるとともに、子どもから大人まで、誰もが安全で快適にデジタル技術を利用できる環境の整備及びデジタル技術に係る専門的な人材の育成等が必要である。

ここに、私たちは、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明かにするとともに、デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デジタル社会 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。
(2) デジタル技術 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。

(3) デジタル人材 デジタル技術の活用に関する専門的な知識及び技術を有する人材をいう。

(基本理念)

第3条 デジタル社会の形成は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 安全で快適にデジタル技術を利用できること。
- (2) デジタル人材が育ち、及び活躍できること。
- (3) デジタル技術の活用により、便利なサービスが提供され、及び情報を効果的に活用するための仕組みが構築されること。
- (4) 全ての県民が、デジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、事業者及び県民によるデジタル社会の形成に関する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(県と市町村との協力)

第5条 県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 知事は、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、デジタル社会の形成に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(便利に暮らすことのできる地域社会の実現)

第9条 県は、デジタル技術の活用により便利に暮らすことのできる地域社会を実現するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) デジタル技術の活用による地域の課題の解決のための施策
- (2) デジタル技術の活用による行政手続の利便性の向上のための施策
- (3) デジタル技術の活用による効果的かつ効率的な情報の提供のための施策
- (4) デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるための施策
(安全で快適なデジタル技術の利用)

第10条 県は、県民が安全で快適にデジタル技術を利用できるよう、必要な施策を講ずるものとする。

第11条 県は、デジタル人材の育成及びデジタル人材が活躍できる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。
(情報システムの連携等)

第12条 県は、デジタル技術を用いた情報の活用を図るため、各種データの収集及び分析、様々な分野における情報システムとの連携その他必要な施策を講ずるものとする。

(デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正)

第13条 県は、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できるよう、様々な要因に基づくデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。
(財政上の措置)

第14条 県は、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められているデジタル社会の形成に関する県の基本的な計画であつて、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。
(デジタル戦略課)

栃木県条例第5号

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年栃木県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償	第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償

<p>償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>
<p>(栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正) 第2条 栃木県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年栃木県条例第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員が賠償責任を負った場合、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員が賠償責任を負った場合、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>
<p>(栃木県知事等の損害賠償責任の一部改正) 第3条 栃木県知事等の損害賠償責任の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数に乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する</p>	<p>(知事等の損害賠償責任の一部免責) 第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 (1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数に乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 地方自治法施行令第173条の4第1項第2号に規定する</p>

<p>る地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>	<p>る地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第6号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部を改正する条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)

第1条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成20年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報という。以下同じ。)の提供及び利用に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報という。以下同じ。)の提供及び利用に關し必要な事項を定めるものとする。</p>

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 栃木県行政不服審査会条例(平成28年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の審議会として、同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、法第81条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項(同法第30条の44の12において準用する場合を含む。)に規定する都道府県の審議会として、同法第2項の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>

第3条 栃木県行政不服審査会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審査会は、法第81条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の40第 1 項 (同法第30条の44の13において準用する場合を含む。) に規定する都道府県の審議会として、同法第30条の40第 2 項 (同法第30条の44の13において準用する場合を含む。) の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審査会は、法第81条第 1 項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の40第 1 項 (同法第30条の44の12において準用する場合を含む。) に規定する都道府県の審議会として、同法第30条の40第 2 項 (同法第30条の44の12において準用する場合を含む。) の規定により、調査審議し、及び知事に建議すること。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p> <p>(市町村課)</p>	
<p>栃木県条例第 7 号</p> <p>栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年栃木県条例第31号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)</p> <p>1～35 略</p> <p>35の 2 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>35の 3～42 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)</p> <p>1～35 略</p> <p>35の 2 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。) 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>35の 3～42 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(行政改革 I C T 推進課)</p>	
<p>栃木県条例第 8 号</p> <p>栃木県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>栃木県手数料条例 (昭和31年栃木県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後		改正前	
別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)	事務	金額	別表第1 (第2条、第3条、第5条関係)
1～16	略	金額	金額
17	消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	1 甲種危険物取扱者試験 <u>7,200</u> 円 2 乙種危険物取扱者試験 <u>5,300</u> 円 3 丙種危険物取扱者試験 <u>4,200</u> 円	1 甲種危険物取扱者試験 <u>6,600</u> 円 2 乙種危険物取扱者試験 <u>4,600</u> 円 3 丙種危険物取扱者試験 <u>3,700</u> 円
18	消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	<u>5,300</u> 円	<u>4,700</u> 円
19～22	略		
23	消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	1 甲種消防設備士試験 <u>6,600</u> 円 2 乙種消防設備士試験 <u>4,400</u> 円	1 甲種消防設備士試験 <u>5,700</u> 円 2 乙種消防設備士試験 <u>3,800</u> 円
24～242	略		
243	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項(同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 略 2 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び258の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 略 2 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次項及び258の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

<p>244～246 略</p> <p>247 高压ガス保安法第20条第1項 (同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、<u>6,000円</u> (1)～(10) 略</p> <p>3 略</p>
<p>244～246 略</p> <p>247 高压ガス保安法第20条第1項 (同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>243の項の右欄に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 (高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 <u>第37条の3第1項</u>の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、<u>6,100円</u>)</p>
<p>248～302 略</p> <p>303 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第2条 第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</p> <p>304～326 略</p>	<p>1 実技試験 18,200円 (知事が指定する者にあつては、<u>3,100円</u>以上<u>13,700円</u>以内)</p> <p>2 略</p>
<p>327 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定 790 定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(7) 略 (8) その他の試験又は測定 790 円以上<u>24,500円</u>以内</p> <p>2～8 略</p> <p>9 食品等の検査 1項目につき <u>790円</u>以上<u>6,020円</u>以内</p>
<p>(1)～(10) 略</p> <p>3 略</p>	<p>244～246 略</p> <p>247 高压ガス保安法第20条第1項 (同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>
<p>244～246 略</p> <p>247 高压ガス保安法第20条第1項 (同法第4条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>243の項の右欄に掲げる高压ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 (高压ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 <u>第37条の3第1項</u>の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、<u>6,100円</u>)</p>
<p>248～302 略</p> <p>303 職業能力開発促進法施行令 (昭和44年政令第258号) 第2条 第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</p> <p>304～326 略</p>	<p>1 実技試験 18,200円 (知事が指定する者にあつては、<u>3,100円</u>以上<u>12,100円</u>以内)</p> <p>2 略</p>
<p>327 栃木県産業技術センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業</p>	<p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定 次に掲げる試験又は測定 790 定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(7) 略 (8) その他の試験又は測定 790 円以上<u>24,700円</u>以内</p> <p>2～8 略</p> <p>9 食品等の検査 1項目につき <u>790円</u>以上<u>2,680円</u>以内</p>

328～330 略	10～15 略
331 栃木県産業技術センター窯業技術支援センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業	1 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験 790円以上4,820円以内 2 略 3 窯業材料等の凍害試験 1.サ イクルにつき1,550円 4～6 略
332～411の9 略	
412～517 略	
備考 略	

328～330 略	10～15 略
331 栃木県産業技術センター窯業技術支援センターが依頼に基づき実施する試験、測定又は作業	1 窯業材料等の物理試験 790円以上3,750円以内 2 略 3～5 略
332～411の9 略	
411の10 栃木県林業大学校が依頼に基づき実施する卒業証明書等の交付	1 通につき420円
412～517 略	
備考 略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の17の項、18の項及び23の項の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年5月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に申請、依頼等がなされている事務（改正前の別表第1の17の項、18の項及び23の項の左欄に掲げる事務を除く。）に係る手数料については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に申請等がなされている事務（改正前の別表第1の17の項、18の項及び23の項の左欄に掲げる事務に限る。）に係る手数料については、なお従前の例による。
(文書学事課)

栃木県条例第9号

栃木県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準 略	別表（第2条関係） 栃木県行政財産使用料算定基準 略
備考	備考

<p>1 略</p> <p>2 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税が課される場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額の100分の110を乗じて得た額とする。</p>	<p>1 略</p> <p>2 使用許可に係る期間が1月に満たない場合における土地の使用料は、この表により算出して得た額の100分の110を乗じて得た額とする。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p>	
<p>栃木県条例第10号</p> <p>とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>（とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例の一部改正）</p> <p>第1条 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例（平成7年栃木県条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 センターは、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下この条及び次条において「困難女性支援法」という。）第9条第1項に規定する女性相談支援センター、困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（業務）</p> <p>第1条の2 前条第3項の北館においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>困難女性支援法第9条第3項第2号に掲げる業務</u></p> <p>(2) <u>困難女性支援法第12条第1項に規定する女性自立支援施設の業務</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>困難女性支援法第9条第3項各号（第2号を除く。）に掲げる業務</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 センターは、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項</u> <u>に規定する婦人相談所</u>、<u>同法第36条</u> <u>に規定する婦人保護施設</u>及び<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。次条において「配偶者暴力防止法」という。）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>（業務）</p> <p>第1条の2 前条第3項の北館においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>売春防止法第34条第3項第3号</u>に掲げる業務</p> <p>(2) <u>売春防止法第36条</u>の業務</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前条第3項の南館（以下「南館」という。）においては、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>売春防止法第34条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる業務</p> <p>(2)～(6) 略</p>

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第2条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年栃木県条例第43号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)</u>の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (設備及び運営に関する基準) 第2条 <u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条</u>に定めるものを除くほか、<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)</u>(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。 (人権への配慮等) 第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p>	<p>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)<u>第65条第1項の規定に基づき、売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条</u>に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。))の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 (設備及び運営に関する基準) 第2条 <u>婦人保護施設</u>の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるものを除くほか、<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)</u>(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。 (人権への配慮等) 第3条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 (秘密保持等) 第4条 <u>婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u> 2 <u>婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>第4条 略</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第5条 略</p> <p>(人権男女共同参画課)</p>

栃木県看護職員修学資金貸与条例及び栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 栃木県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年栃木県条例第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(エ)に掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項に規定する子ども家庭センター(助産師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>ウ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第24条第2項第1号に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者が、前条第4号又は第5号に該当した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還を免除する。</p> <p>(1) 養成施設に在学していた間の修学資金にあっては、医療機関等のうち病床数200床以上の病院(次に掲げる病院を除く。)及び県の開設する病院以外のものの業務(第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあっては、同号ア(病床数200床以上の病院(次に掲げる病院を除く。))及び県の開設する病院を除く。)、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。)に引き続き5年間従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。)</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(エ)に掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>ウ 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。)</p> <p>エ～キ 略</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第7条 修学資金の貸与を受けた者が、前条第4号又は第5号に該当した後、次の各号のいずれかに該当したときは、修学資金の返還を免除する。</p> <p>(1) 養成施設に在学していた間の修学資金にあっては、医療機関等のうち病床数200床以上の病院(次に掲げる病院を除く。)及び県の開設する病院以外のものの業務(第2条第2号カ及びキに掲げる事業所における業務にあっては、同号ア(病床数200床以上の病院(次に掲げる病院を除く。))及び県の開設する病院を除く。)、イ及びオに掲げる施設等において3年以上の実務経験を有している者に係るものに限る。)に引き続き5年間従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させる施設に限る。)</p>

<p>ウ 児童福祉法第7条第2項 機関 (2)・(3) 略 2 略</p>	<p>ウ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療 機関 (2)・(3) 略 2 略</p>
<p>(栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正) 第2条 栃木県准看護師修学資金貸与条例(平成29年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(返還の免除) 第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに次に掲げるいずれかの施設等において看護職員の業務に従事したとき。 ア 略 イ 県内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項に規定するこども家庭センター(助産師が業務に従事する場合に限る。) ウ 県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第24条第2項第1号に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。) (5) 略</p>	<p>(返還の免除) 第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに次に掲げるいずれかの施設等において看護職員の業務に従事したとき。 ア 略 イ 県内の母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師が業務に従事する場合に限る。) ウ 県内の地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師が業務に従事する場合に限る。) (5) 略</p>
<p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>栃木県条例第12号 栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>栃木県医師修学資金等貸与条例</p>	

(目的)

第1条 この条例は、大学医学課程に在学する学生に対し栃木県医師修学資金(以下「修学資金」)を、臨床研修病院等において臨床研修を受ける医師に対し栃木県医師研修資金(以下「研修資金」)という。)を貸与することにより、地域における医師の確保及び医療体制の充実を図り、もって県民の健康の増進に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科、産科又は救急科の業務に医師として従事しようとするものとする。

2 略

3 研修資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者であること。
- (2) 大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあつては、1年1月以内)に臨床研修病院等で臨床研修を受ける者であること。
- (3) 将来公的医療機関等において第1項に定める業務に医師として従事しようとする者であること。

(貸与額等)

第4条 略

2・3 略

4 研修資金の貸与の月額額は、25万円以内で知事が定める額とする。

5 第3項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「大学を卒業する日」とあるのは、「貸与期間が満了する日」と読み替えるものとする。

(貸与期間)

第5条 略

2 研修資金は、次条第2項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から24月分を限度として貸与するものとする。ただし、修学資金の貸与を受けた月数と通算して72月分を超えては貸与しないものとする。

(貸与契約等)

第6条 修学資金又は研修資金(以下「修学資金等」)という。)の貸与を

(目的)

第1条 この条例は、大学医学課程に在学する学生に対し栃木県医師修学資金(以下「修学資金」)という

。)を貸与することにより、地域における医師の確保及び医療体制の充実を図り、もって県民の健康の増進に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科又は産科の業務に医師として従事しようとするものとする。

2 略

(貸与額等)

第4条 略

2・3 略

(貸与期間)

第5条 略

(貸与契約等)

第6条 修学資金の貸与を

受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならぬ。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 略

(修学資金の総額)

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が、予算で定める金額を超えないようにならなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第8条 知事は、借受者が修学資金の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 略
- (2) 退学 見込みがなくなったとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き 大学医学課程に在学する 見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 略
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 略

(返還等)

第9条 修学資金及び利息は、前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならぬ。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 略

(修学資金等の総額)

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金等の総額が、予算で定める金額を超えないようにならなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第8条 知事は、借受者が修学資金等の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 略
- (2) 退学し、又は臨床研修を中止したとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き 大学医学課程に在学し、又は臨床研修を受ける見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 略
- (6) その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 略

3 前項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「休学し、又は停学の処分を受けた」とあるのは、「臨床研修を休止した」と、「復学した」とあるのは「臨床研修に復帰した」と読み替えるものとする。

(返還等)

第9条 修学資金等及び利息は、前条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1) 借受者が第8条第1項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から卒業した日の属する月の末日までの期間

(2) 借受者が第1項又は第2項に係る借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合)にあっては、1年1月以内)に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間

(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(同条第1項に定める業務に限る。)に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

(返還等の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。

(1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(第3条第1項に定める業務に係るものに限る。)に従事した期間(以下「第1号従事期間」という。)が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) 略

2 知事は、従事期間が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還等債務の一部を免除することができる。

3 知事は、借受者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められるときは、返還等債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

(1) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が第8条第1項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から卒業した日の属する月の末日までの期間

(2) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合)にあっては、1年1月以内)に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間

(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(同条第1項に定める業務に限る。)に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

(返還等の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。

(1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(第3条第1項に定める業務に係るものに限る。)に従事した期間(以下「第1号従事期間」という。)が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2)・(3) 略

2 知事は、従事期間が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還等債務の一部を免除することができる。

3 知事は、借受者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められるときは、返還等債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 借受者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

第12条 借受者は、正当な理由がなく、修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金（以下「旧修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。
(医療政策課)

栃木県条例第13号

栃木県安心こども基金条例の一部を改正する条例

栃木県安心こども基金条例（平成21年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附 則		附 則
1 略		1 略
2 この条例は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。		2 この条例は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(こども政策課)

栃木県条例第14号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定義)		(定義)
第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1)～(6) 略		第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u> (2)～(7) 略
(知事指定薬物の指定)		(知事指定薬物の指定)

第13条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2～4 略

(知事指定薬物の指定の失効)

第14条 知事指定薬物が第2条第1号から第5号までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。

2・3 略

(緊急時の勧告)

第18条 知事は、第2条第6号に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第13条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 略

(栃木県薬物指定審査会)

第21条 第13条第1項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第18条第1項の規定による勧告に関する事項その他の第2条第6号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～7 略

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）		別表第1（第2条、第3条、第5条関係）	
1～98 略	事務	金	額
99 大麻草の栽培の規制に関する	略		略

第13条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2～4 略

(知事指定薬物の指定の失効)

第14条 知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。

2・3 略

(緊急時の勧告)

第18条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第13条第1項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 略

(栃木県薬物指定審査会)

第21条 第13条第1項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第18条第1項の規定による勧告に関する事項その他の第2条第7号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2～7 略

法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	略
100 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	略
101 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証の再交付	略
102~517 略	略
備考 略	略

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1~24 略</p> <p>25 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第6条第3項の規定による届出の受理等</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第7条第3項の規定による申請の受理等</p> <p>(5) 法第7条第4項の規定による免許証の返納の受理等</p> <p>(6) 法第7条第5項の規定による免許証の返納の受理等</p> <p>(7) 法第9条の規定による報告の受理等</p> <p>(8) 法第11条ただし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(9) 法第12条第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(10) 法第12条第2項の規定による届出の受理等</p> <p>(11) 法第12条の2第1項の規定による届出の受理等</p> <p>(12) 法第12条の4第1項の規定による届出の受理等</p>	<p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1~24 略</p> <p>25 大麻取締法(昭和23年法律第124号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による申請の受理等</p> <p>(4) 法第10条第2項の規定による届出の受理等</p> <p>(5) 法第10条第4項の規定による免許証の返納の受理等</p> <p>(6) 法第10条第5項の規定による届出の受理等</p> <p>(7) 法第10条第6項の規定による申請の受理等</p> <p>(8) 法第10条第7項の規定による免許証の返納の受理等</p> <p>(9) 法第14条ただし書の規定による許可の申請の受理等</p> <p>(10) 法第15条の規定による報告の受理等</p> <p>(11) 法第16条第2項の規定による申請の受理等</p> <p>(12) 法第17条の規定による報告の受理等</p>

- (13) 法第12条の4第3項の規定による届出の受理等
- (14) 法第12条の5第2項の規定による届出の受理等

26～31 略

26～31 略

附 則

この条例は、大麻取締法及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。

（薬務課）

栃木県条例第15号

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
附 則		附 則
1 略		1 略
2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条に規定する事業の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。		2 基金は、当分の間、第7条の規定にかかわらず、法附則第14条の2に規定する事業の財源に充てる場合には、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（国保医療課）

栃木県条例第16号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年栃木県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第4条	第4条 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第2に掲げる項目（前条第1項に規定するものを除く。）に係る上乗せ基準は、水素イオン濃度に係るものにあつては特定事業場に係る排水について、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌数に係るものにあつては1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル（畜房施設に係る特定事業場にあつては、15立方メートル）以上である特定事業場に係る排水について、同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。	第4条 排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）別表第2に掲げる項目（前条第1項に規定するものを除く。）に係る上乗せ基準は、水素イオン濃度に係るものにあつては特定事業場に係る排水について、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍油類含有量）、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌数に係るものにあつては1日当たりの平均的な排水の量が30立方メートル（畜房施設に係る特定事業場にあつては、15立方メートル）以上である特定事業場に係る排水について、同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。

附 則

① 略

附 則

(施行期日)

1 略

(既設下水道終末処理施設に関する経過措置)

2 この条例の規定は、昭和48年10月9日以前に設置された下水道終末処理施設のうち、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条第1項の表に該当する高速散水濾床法、モデファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理する施設には、当分の間、適用しない。

(既設特定事業場に関する経過措置)

3 第2条の規定は、附則別表に掲げる工場又は事業場(以下「既設特定事業場」という。)については、令和3年3月31日までの間、適用しない。

4 既設特定事業場については、令和3年3月31日までの間、第3条第1項中「別表」とあるのは「附則別表」と、「特定事業場」とあるのは「附則別表」に掲げる工場又は事業場」と、第4条中「特定事業場」とあるのは「附則別表」に掲げる工場又は事業場」と、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」とあるのは「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」と、「同表」とあるのは「省令第2」と、第5条中「特定事業場」とあるのは「附則別表」に掲げる工場又は事業場」と、第6条中「特定事業場」とあるのは「附則別表」に掲げる工場又は事業場」と、第7条第1項中「別表」とあるのは「附則別表」と読み替えてこれらの規定を適用する。

附則別表を削る。

別表中「政令別表第1第71号の5」を「水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第71号の5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る改正規定、附則別表を削る改正規定並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

栃木県条例第17号

栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第1条 栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例（平成8年栃木県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金) 第6条 駐車場又は別表に掲げる駐車場の附属施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2 利用料金は、駐車場については別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、 <u>別表に掲げる駐車場の附属施設については同表に掲げる上限額を超えない範囲内において、それぞれ指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</u> 3 略	(利用料金) 第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。 2 利用料金は、 <u>別表に掲げる基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において、</u> <u>指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。</u> 3 略

（栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例の一部改正）

第2条 栃木県日光地区駐車場設置及び管理条例（令和5年栃木県条例第36号）の一部を次のように改正する。
別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

- 1 駐車場の利用料金の基準額
(1) 普通利用の場合

駐車場名	車両区分	単位	基準額
湖畔第一駐車場 華蔵の滝第一駐車場 華蔵の滝第二駐車場 赤沼園地駐車場	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
	二輪車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は200円
立木第二駐車場 歌ヶ浜第一駐車場	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円、6時間を超える場合は1,000円
	大型バス	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は2,000円
湖畔第二駐車場 二荒山神社南駐車場	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円
	普通自動車	1台1回	利用時間が、15分間までの場合は無料、15分間を超える場合は500円、6時間を超える場合は1,000円

(2) 共通一日券を利用する場合

車両区分	単位	基準額
二輪車	1台1日	400円
普通自動車	1台1日	1,000円
大型バス	1台1日	4,000円

備考

- 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- 「普通自動車」とは、自動車（二輪車を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 「大型バス」とは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 「普通利用」とは、1回の利用をする場合であって、共通一日券を利用する場合以外のもをいう。
- 「共通一日券」とは、1日の間随時に複数の駐車場（二輪車又は大型バスで利用する場合には、湖畔第一駐車場、華厳の滝第一駐車場、華厳の滝第二駐車場、立木第二駐車場、歌ヶ浜第一駐車場及び赤沼園地駐車場に限り。）の利用をすることができることをいう。
- 「1日」とは、午前4時から翌日の午前4時前をいう。
- 利用開始の直後に到来する午前4時以後継続して利用するときは、当該午前4時前の利用を1回とし、当該午前4時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

2 駐車場の附属施設の利用料金の上限額

附属施設名	上限額
電気自動車充電設備	1回につき6,000円

備考

- 「電気自動車充電設備」とは、電気を動力源の全部又は一部とする自動車に充電するための設備をいう。
- 1回とは、30分までの利用をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(自然環境課)

栃木県条例第18号

栃木県建築基準条例等の一部を改正する条例

(栃木県建築基準条例の一部改正)

第1条 栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第4章 略 第5章 特殊建築物 第1節 通則（第8条～第12条）	目次 第1章～第4章 略 第5章 特殊建築物 第1節 通則（第8条～第12条）

第2節～第9節 略
第6章～第9章 略
附則

第1節 略

(別の建築物とみなすことができる部分)

第7条の2 第20条第1号、第24条、第26条、第31条、第32条及び第38条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(区画避難安全性能を有する区画部分等に対する適用の除外)

第8条 令第128条の7第2項に規定する区画避難安全性能を有する同条第1項に規定する区画部分、令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第42条第1項(階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2・3 略

(避難経路の確保)

第9条 法別表第1(イ)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、地階又は3階以上の階に居室を有し、かつ、特定主要構造部を耐火構造又は令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみを通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第120条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入りすることのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

第2節～第9節 略
第6章～第9章 略
附則

第1節 略

(区画避難安全性能を有する区画部分等に対する適用の除外)

第8条 令第128条の6第2項に規定する区画避難安全性能を有する同条第1項に規定する区画部分、令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階又は令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有する建築物の階については、第42条第1項(階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2・3 略

(避難経路の確保)

第9条 法別表第1(イ)欄(1)項、(2)項又は(4)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、地階又は3階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみを通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第120条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入りすることのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画しなければならぬ。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。

(前面空地)

第15条 略

2 略

3 第1項に規定する空地又は通路には、主要構造部が耐火構造又は不燃材料の建築物の部分(不燃材料で造られている出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を設けることができる。この場合において、当該部分までの内のりの高さは、3メートル以上としなければならない。

(ボイラー室の構造)

第25条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号のいずれにも適合するものとしなければならない。

(1) 主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(2) 略

2 略

(歩行経路の制限)

第29条 ホテル等の用途に供する建築物で令第121条第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を有するものの3階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さは、10メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかにか該当する階については、この限りでない。

(1) 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は令第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている階

(2) 略

2 略

(2階に設ける共同住宅及び寄宿舎の制限)

第32条 共同住宅又は寄宿舎は、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は料理店の用途に供する階又は1階の部分の主要構造部が準耐火構造(壁、柱、床及びはりにあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。)でない建築物

(前面空地)

第15条 略

2 略

3 第1項に規定する空地又は通路には、特定主要構造部が耐火構造又は不燃材料の建築物の部分(不燃材料で造られている出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を設けることができる。この場合において、当該部分までの内のりの高さは、3メートル以上としなければならない。

(ボイラー室の構造)

第25条 公衆浴場のボイラー室は、次の各号のいずれにも適合するものとしなければならない。

(1) 特定主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(2) 略

2 略

(歩行経路の制限)

第29条 ホテル等の用途に供する建築物で令第121条第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を有するものの3階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さは、10メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかにか該当する階については、この限りでない。

(1) 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は令第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている階

(2) 略

2 略

(2階に設ける共同住宅及び寄宿舎の制限)

第32条 共同住宅又は寄宿舎は、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は料理店の用途に供する階又は1階の部分の特定主要構造部が準耐火構造(壁、柱、床及びはりにあつては、1時間準耐火基準に適合するものに限る。)でない建築物

の2階に設けてはならない。

(出口)

第33条 共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）は、道に面しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(出口)

第42条の2 第33条の規定は、長屋の用途に供する建築物について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第1号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

第43条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号
1～5 略	
6 用途地域の指定のない区域のうち法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の5、10分の8、10分の10又は10分の20と定められた区域	略

2・3 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第44条 略

の2階に設けてはならない。

(出口)

第33条 共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）は、道に面しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 略

(出口)

第42条の2 第33条の規定は、長屋の用途に供する建築物について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設（有料老人ホームを含む。以下この条において同じ。）の用途に供する建築物の避難階における屋外への主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「長屋の用途に供する建築物の各戸の主要な出口」と、同条第1号中「主要な」とあるのは「各戸の主要な」と、「共同住宅、寄宿舎又は老人福祉施設」とあるのは「長屋」と読み替えるものとする。

第43条 法第56条の2第1項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、次の表の右欄に掲げる号とする。

対 象 区 域	法別表第4(に)欄の号
1～5 略	
6 用途地域の指定のない区域のうち法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の5、10分の8、10分の10又は10分の20と定められた区域	略

2・3 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第44条 略

2. 法第3条第2項の規定により第20条第1号、第24条から第26条まで、

第31条、第32条又は第38条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築（増築又は改築に係る部分が、令第137条の4第1号に該当するものに限る。）をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第20条第1号、第24条から第26条まで、第31条、第32条又は第38条の規定の適用を受けない建築物であつて、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第137条の14第2号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様式替（以下この項において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(栃木県手数料条例の一部改正)

第2条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
事務	金額	事務	金額
別表第1（第2条、第3条、第5条関係）			
1～455の3の5 略			
455の3の6 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円	455の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく移転に関する認定の申請に対する審査	略
455の3の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円	456～464の4 略	略
455の4 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転に関する認定の申請に対する審査	略	464の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認可	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 低炭素建築物新築等計画の認可

<p>定の申請に対する審査</p>	<p>定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 (2) 略 2 略</p>
<p>定の申請に対する審査</p>	<p>定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 (2) 略 2 略</p>
<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場に供するもの、養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の</p>
<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>464の6・464の7 略</p> <p>464の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場に供するもの、養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、464の10の項及び464の</p>

<p>12の項において「工場、倉庫等」という。)の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。))であつて、知事が指定するものをいう。</p> <p>以下この項、次項及び464の15の項において同じ。)を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア〜カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>464の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p> <p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13</p>	<p>略</p>
<p>12の項において「工場、倉庫等」という。)の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。))であつて、知事が指定するものをいう。</p> <p>以下この項、次項及び464の15の項において同じ。)を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア〜カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>464の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p> <p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13</p>	<p>略</p>
<p>12の項において「工場、倉庫等」という。)の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この項及び464の15の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。))であつて、知事が指定するものをいう。</p> <p>以下この項、次項及び464の15の項において同じ。)を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア〜カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>464の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>464の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p> <p>464の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13</p>	<p>略</p>

<p>条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>464の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>464の12 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>
<p>条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 略 2 略</p>
<p>464の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律</u>第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を</p>	<p>464の13 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律</u>第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を</p>

<p>証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 (2) 略 2 略</p>	<p>464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>
<p>証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。次項において同じ。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ 略 (2) 略 2 略</p>	<p>464の14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>464の15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>
<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>464の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。）の添付があった場合に、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

(1)～(3) 略 2 略	(1)～(3) 略 2 略	
465～517 略 備考 略	465～517 略 備考 略	
(栃木県カーボンニュートラル実現条例の一部改正)		
<p>第3条 栃木県カーボンニュートラル実現条例(令和5年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>		
改 正 後	改 正 前	
<p>(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減) 第22条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第6条第1項に規定する建築をいう。)又は修繕等(同条第2項に規定する修繕等をいう。)をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減) 第22条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第6条第1項に規定する建築をいう。)又は修繕等(同条第2項に規定する修繕等をいう。)をしようとする者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、当該建築物に係る省エネルギー、エネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。)の向上、再生可能エネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
附 則		
<p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		
(建築課)		
<p>栃木県条例第19号 栃木県手数料条例等の一部を改正する条例 (栃木県手数料条例の一部改正)</p>		
<p>第1条 栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>		
改 正 後	改 正 前	
<p>(手数料の徴収方法) 第3条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) 別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、303の項、328の項、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(手数料の徴収方法) 第3条 県が徴収する手数料は、別表第1の8の7の項から8の9の項まで、8の11の項、8の12の項、55の2の項から55の4の項まで、125の項、126の項、303の項、328の項から331の項まで、375の項、376の2の項、377の項、512の項及び513の項の事務に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。</p>	

<p>及び513の項の事務に係る手数料</p> <p>(2) 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料(前号に掲げるものを除く。)</p>	<p>(栃木県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 232 608 1137"> <p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p> </td> <td data-bbox="368 1137 608 2042"> <p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。</p>
改正後	改正前				
<p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>第1条の2 前条の入学検査料は、栃木県収入証紙をもって納付するものとする。</p>				
<p>(栃木県公害紛争処理条例の一部改正)</p> <p>第3条 栃木県公害紛争処理条例(昭和45年栃木県条例第46号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="818 232 1058 1137"> <p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の手数を納めなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の手数は、栃木県収入証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p> </td> <td data-bbox="818 1137 1058 2042"> <p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の手数は、申請書又は参加申立書に手数料の金額に相当する額の栃木県収入証紙をはって納めなければならない。</p> <p>4 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を同条の書面にはって納めなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の手数を納めなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の手数は、栃木県収入証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の手数は、申請書又は参加申立書に手数料の金額に相当する額の栃木県収入証紙をはって納めなければならない。</p> <p>4 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を同条の書面にはって納めなければならない。</p>	
改正後	改正前				
<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の手数を納めなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の手数は、栃木県収入証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の手数は、申請書又は参加申立書に手数料の金額に相当する額の栃木県収入証紙をはって納めなければならない。</p> <p>4 令第6条の規定により調停を求め事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請又は参加の申立て時において納付した手数料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を同条の書面にはって納めなければならない。</p>				
<p>(手数料の免除又は納付の猶予)</p> <p>第9条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項又は第3項の手数を納付する資力がなないと認めるときは、当該手数料の全部若しくは一部を免除し、又は</p>	<p>(手数料の免除又は納付の猶予)</p> <p>第9条 知事は、調停若しくは仲裁の申請又は調停の手続への参加の申立てをする者が貧困により前条第1項又は第3項の手数を納付する資力がなないと認めるときは、当該手数料の全部若しくは一部を免除し、又は</p>				

<p>その納付を猶予することができる。 2 略</p>	<p>その納付を猶予することができる。 2 略</p>
<p>(栃木県立産業技術専門学校条例の一部改正) 第 4 条 栃木県立産業技術専門学校条例 (昭和47年栃木県条例第7号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(栃木県立産業技術専門学校条例の一部改正) 第 4 条 栃木県立産業技術専門学校条例 (昭和47年栃木県条例第7号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(入校試験料) 第 9 条 略 2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>(入校試験料) 第 9 条 略 2 前項の入校試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>
<p>(栃木県立衛生福祉高等学校条例の一部改正) 第 5 条 栃木県立衛生福祉高等学校条例 (昭和59年栃木県条例第3号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(栃木県立衛生福祉高等学校条例の一部改正) 第 5 条 栃木県立衛生福祉高等学校条例 (昭和59年栃木県条例第3号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(入学試験料) 第 6 条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>(入学試験料) 第 6 条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>
<p>(栃木県農業高等学校条例の一部改正) 第 6 条 栃木県農業高等学校条例 (昭和59年栃木県条例第28号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(栃木県農業高等学校条例の一部改正) 第 6 条 栃木県農業高等学校条例 (昭和59年栃木県条例第28号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(入学試験料) 第 5 条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。ただし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託するものについては、この限りでない。</p>	<p>(入学試験料) 第 5 条 略 2 前項の入学試験料は、栃木県収入証紙により納付するものとする。</p>

(栃木県警察関係手数料条例の一部改正)

第7条 栃木県警察関係手数料条例(平成12年栃木県条例第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収方法) 第14条 県が徴収する手数料は、証紙徴収の方法によって徴収する。ただし、次に掲げる手数料については、この限りでない。 (1) 第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務(同項の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付に係るものに限る。)に係る手数料 (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の2の規定による委託を受けた手数料(前号に掲げるものを除く。)	(手数料の徴収方法) 第14条 県が徴収する手数料は、第8条第1項の表1の項並びに第9条の表1の2の項及び2の項の事務(同項の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による申請に併せて行う同法第6条第1項の保管場所標章の交付に係るものに限る。)に係るものを除くほか、証紙徴収の方法によって徴収する。

(栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例の一部改正)

第8条 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例(平成14年栃木県条例第61号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第10条 略 2 使用料は、栃木県収入証紙により納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。 (1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料 (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料(前号に掲げるものを除く。) 3 略	(使用料) 第10条 略 2 使用料は、技術支援センターの有料施設等の利用に係るものを除き、栃木県収入証紙により納付しなければならない。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(会計局会計管理課)

栃木県条例第20号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和34年栃木県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p>(特殊勤務手当の区分) 第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>学校看護師特殊勤務手当</u></p> <p>第14条 略</p> <p>(<u>学校看護師特殊勤務手当</u>) 第15条 学校看護師特殊勤務手当は、<u>県立学校の職員のうち技術職給料表(2)の適用を受けるものが、医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。)に関する業務で教育委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。</u> 2. <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき5,100円を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>第16条～第18条 略</p>	<p>(特殊勤務手当の区分) 第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条～第17条 略</p>
<p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (教育委員会事務局教育政策課)</p>	
<p>栃木県条例第21号 栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例 栃木県地方警察職員定数条例(昭和29年栃木県条例第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>附 則 1. 略 2. <u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3,429人」とあるのは「3,436人」と、「3,893人」とあるのは「3,900人」と、同条第2項中「1,082人」とあるのは「1,089人」とする。</u></p>	<p>附 則 ① 略</p>

(警察本部警務課)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県条例第22号

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成14年栃木県条例第62号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体（以下この条において「下着等」という。）をのぞき見し、又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡その他下着等を映すことができる機器（以下この条において「手鏡等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けてこと。</p> <p>(3) 下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下この条において「写真機等」という。）を設置し、若しくは下着等に向けてこと。</p> <p>(4) 衣服等を透かして見ることができている機器を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</p> <p>2 何人も、みだりに、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態の他人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 当該状態の他人をのぞき見すること。</p> <p>(2) 当該状態の他人を撮影し、又は当該状態の他人を撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてこと。</p> <p>3 何人も、みだりに、教室、事務所、集会場その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所（公共の場所を除く。）又はタクシー、貸切用のバスその他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（公共の</p>	<p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、他人に対し、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体（以下この条において「下着等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又はこれら行為をしようとして他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡、写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等下着等をのぞき見し、若しくは撮影することができていること。</p> <p>(3) 衣服等を透かして見ることができている写真機等を使用して、下着等の映像を見、又は撮影すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、その性的羞恥心を著しく害し、又は不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。</p> <p>2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができ、更衣室その他の公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態であるような場所における当該状態の他人の身体を撮影し、又は撮影する目的で、写真機等を設置し、若しくは当該状態の他人に向けてはならない。</p> <p>3 何人も、みだりに、教室、事務所、その他の特定かつ多数の者の用に供される場所、又は貸切用のバスその他の特定かつ多数の者の用に供される乗物における</p>

乗物を除く。)における他人に対し、次に掲げる行為を

してはならない。

- (1) その性的羞恥心を害し、又は嫌悪の情を催させるような方法で、衣服等の上から、又は直接に、他人の身体に触れること。
- (2) 下着等をのぞき見し、又は下着等をのぞき見する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは手鏡等を設置し、若しくは下着等に向けること。
- (3) 下着等を撮影し、又は下着等を撮影する目的で、他人の衣服等の中をのぞき込み、他人の衣服等をまくり上げ、若しくは写真機等を設置し、若しくは下着等に向けること。

(嫌がらせ行為の禁止)

第7条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を除く。)を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為(第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行ってはならない。

(1)～(7) 略

(8) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

(9) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態

下着等をのぞき見し、若しくは撮影し、又は当該下着等を撮影しようとして写真機等を他人の衣服等の下に差し出す等当該下着等を撮影することができずる状態にしてはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第7条 何人も、特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を除く。)を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為(第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)を反復して行ってはならない。

(1)～(7) 略

にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

2 何人も、みだりに特定の者に対して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、文書を送付し、電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限り。）をし、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等に該当する行為を除く。）を反復して行ってはならない。

3 略

4 何人も、第1項又は第2項の規定に違反する行為をすおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該違反行為の相手方の氏名、住所その他の当該違反行為の相手方に係る情報で当該違反行為をするために必要となるものを提供してはならない。

2 何人も、みだりに特定の者に対して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、電話をかけた、電子メールの送信等（身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限り。）をし、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信する行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等に該当する行為を除く。）を反復して行ってはならない。

3 略

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(警察本部人身安全少年課)

栃木県条例第23号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成12年栃木県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、警備業法（昭和47年法律第117号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）<u>及び</u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づき公安委員会、警察署長等が処理する事務等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び</u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の規定に基づき公安委員会、警察署長等が処理する事務等に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)
第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1～7 略	
7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	14,000円
8～14 略	

(警備業法に関する手数料)
第10条 県は、警備業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 略	
2 略	
3～11 略	
2 略	

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)
第11条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の 認定の申請に対する審査	12,000円

(銃砲刀剣類所持等取締法に関する手数料)
第7条 県は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1～7 略	
7の2 法第5条の5第1項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	12,700円
8～14 略	

(警備業法に関する手数料)
第10条 県は、警備業法（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 略	
2 法第5条第5項の規定に基づく認定証の 再交付	2,000円
3 略	
4 法第11条第3項の規定に基づく認定証の 書換え	2,200円
5～13 略	
2 略	

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)
第11条 県は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この条において「法」という。）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 法第4条の規定に基づく自動車運転代行業の 認定の申請に対する審査	12,000円
2 法第5条第5項の規定に基づく認定証の 再交付	1,700円
3 法第8条第3項の規定に基づく認定証の 書換え	2,100円

(探偵業の業務の適正化に関する法律に関する手数料)
第12条 県は、探偵業の業務の適正化に関する法律(以下この条において「法」という。)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる事務について、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

事務	手数料の額
1 法第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	3,600円
2 法第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1,600円
3 法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	1,100円

第13条～第17条 略

第12条～第16条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(警察本部生活環境課)

栃木県条例第24号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年栃木県条例第27号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(高齢対策課)